

3-7 「木竹の伐採」に関する基準の解説

(1) 眺望景観の保全

[基準の内容]

①重要な視点場（別表1）から直接的に見える場所での行為は避けること。

[対象地区…低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海]

[手法]

- 「重要な視点場」の位置を確認し、「重要な視点場」からの行為地の見え方に応じて、必要な配慮・工夫を行います。
⇒解説図 建築(1)-1：重要な視点場 ※再掲
- 地形条件等をもとに行為地の場所を工夫し、できる限り「重要な視点場」から直接見えないよう配慮します。
⇒解説図 開発(1)-1：行為地の場所の工夫 ※再掲
- やむを得ず、「重要な視点場」から直接見える場所となる場合は、行為の範囲を最小限とします。
- 特に、大規模な行為（当該行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの等）については、眺望景観に与える影響を考慮して、できる限り避けます。

(2) 方法

[基準の内容]

①木竹の伐採は必要最小限とすること。

[対象地区…**低** **中** **市** **農** **工** **観** **海岸** **八** **農** **海**]

②道路等の公共空間に近接する木竹はできる限り伐採しないこと。

[対象地区…**低** **中** **市** **農** **工** **観** **海岸** **八** **農** **海**]

③地域の景観を特色づけている木竹はできる限り伐採しないこと。

[対象地区…**低** **中** **市** **農** **工** **観** **海岸** **八** **農** **海**]

④グスク、カー、御嶽等の歴史・文化的資源に近接する木竹は伐採しないこと。

[対象地区…**低** **中** **市** **農** **工** **観** **海岸** **八** **農** **海**]

[手法]

- 木竹の伐採は、行為後に地肌が露出し景観に与える影響が大きいため、目的に応じた必要最小限となるようにします。
- 行為地内に、巨木や古木など、良好な景観を形成している樹木がある場合は、できる限り保存し、または移植して修景に活かすようにします。
⇒解説図 開発(2)-3：自然の保全・活用に配慮した造成 ※再掲
- 文化財（国・県・市指定による有形文化財・記念物・文化的景観。グスク・御嶽・拝所・樋川・井戸・旧道のうち、景観的な価値を持つその他文化遺産）の敷地の50m以内に含まれる木竹については、聖域としての雰囲気づくり等に配慮し、伐採を避けます。

(3) 緑化

[基準の内容]

①伐採後は、周辺の植生に配慮した緑化により、緑の回復に努めること。

[対象地区…低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 八 農 海]

[手法]

- 伐採後、地肌が剥き出しのままとなることが無いよう、事後の土地利用に応じて、できる限り伐採と同程度の量の植林を行うようにします。

⇒解説図 採取(3)-1： 行為終了箇所での緑化 ※再掲

- 植栽する樹木等は、景観や生態系に配慮し、周辺でみられる植生や、従前の植生、古くからの地域の植生等と調和した種類のものとしします。

⇒解説図 建築(6)-4： 南城市に馴染む主な樹木等 ※再掲